

## ○政務活動費収支報告書の閲覧に関する要領

平成25年6月21日  
会派代表者会決定

### (目的)

第1条 この要領は、政務活動費の使途の透明性の確保及び市民等への情報提供の充実を目的とし、加古川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年加古川市条例第1号。以下「条例」という。）第11条第2項に定める収支報告書の閲覧（以下「収支報告書の閲覧」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (解釈運用方針)

第2条 議長は、収支報告書の閲覧を請求する権利を十分に尊重してこの要領を解釈し、運用しなければならない。この場合において、議長は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (請求の手続)

第3条 収支報告書の閲覧を請求しようとするものは、議長に対して政務活動費収支報告書閲覧請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

### (閲覧場所)

第4条 閲覧場所は、原則として議会事務局内とする。

### (閲覧可能日)

第5条 閲覧可能日は、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日以外の日とする。ただし、次の各号に掲げる日は、原則除くものとする。

- (1) 本会議を開催する日
- (2) 常任委員会を開催する日
- (3) 特別委員会を開催する日
- (4) 議会運営委員会を開催する日
- (5) 議員協議会を開催する日

(閲覧時間)

第6条 閲覧時間は、議会事務局の執務時間中とする。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧に当たっては、閲覧者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 条例第9条第1項に定める収支報告書（以下「収支報告書」という。）は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆しないこと。
- (2) 閲覧中は、音読、談話、飲食、携帯電話の使用等他者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (3) 閲覧中はみだりに離席しないこと。
- (4) 同時に閲覧可能な人数は、原則2名とする。
- (5) その他閲覧に関しては、議会事務局職員の指示に従うこと。

(複写サービス)

第8条 閲覧者は自らの負担により、収支報告書の写しの交付を求めることができる。

(その他)

第9条 その他この要領に定めるもののほか、収支報告書の閲覧に関し、必要な事項は、議長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(対象年度)

- 2 この要領の規定は、平成25年4月1日以後で加古川市議会政務活動費経理要領の定める議長の検査が完了した収支報告書について適用し、廃止前の加古川市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）の規定により公開する。